

現場説明書

真和志庁舎外壁等剝落防止ネット取付工事

令和5年12月

那覇市	まちなみ共創部	建築工事課
那覇市	総務部	管財課

I. 現場説明書

別紙1	質問書・数量質問書
別紙2	環境配慮仕様書
別紙3	誓約書兼同意書（元請負者用）
別添①	数量公開の説明書
別添②	数量書（参考資料）
別添③	下請契約における代金支払の適正化についての指導手順書
別添④	手順書に基づく法第19条の3に関する調査指導について

II. 図面

- 1 工事名 真和志庁舎外壁等剝落防止ネット取付工事
- 2 工事場所 那覇市寄宮2-32-1
- 3 工事概要 真和志庁舎の外壁等の剝落を防止するためのネット取付工事を行う。
用 途：事務所（庁舎）
階 数：地上4階・地下2階・塔屋4階
構 造：鉄筋コンクリート造
ネット取付面積：約1,073㎡（南面を除く）
- 4 工 期 着手の日から令和6年3月27日（水）まで
- 5 質疑回答 本工事の内容についての質疑は、質問書（別紙1）によりこれを行うものとする。質疑事項がある場合は、設計図書の図面番号等の具体的な位置及び内容を明記し質疑するものとする。なお、質問受付期限及び回答については公告に示す期間による。回答はHPに掲載し、質疑がなかった場合はその旨掲載する。
※ 数量書に対する質疑がある場合は、「数量公開の説明書」（別添①）に則り、別途質疑を受け付けるものとする。なお、質疑がない場合は、本工事における参考数量について疑義がないものとする。
- 6 一般事項
 - 1) 本現場説明書、工事請負契約書、特記仕様書及び設計図書（以下「設計図書等」という。）に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）」、それに基づく監理指針である「建築改修工事監理指針」、同監修「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」、それに基づく監理指針である「建築工事監理指針」、「建築工事安全施工技術指針」、「建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）」、「建設副産物適正処理推進要綱」等（いずれも最新版）による。
 - 2) 本工事では、関係法令を遵守の上、災害又は公害の防止に努めるものとする。
 - 3) 本工事において「監督員」とは、那覇市建築工事課の担当職員をいう。
 - 4) 現場要員 現場には次の要員を置くものとする。
 - a) 現場代理人 受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係があり、現場に常駐とすること。なお、現場代理人は、以下の主任技術者又は監理技術者を兼ねることができる。

- b) 主任技術者 受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係があり、1級建築士、2級建築士、1級建築施工管理技士、2級建築施工管理技士(建築に限る)のいずれかの資格保有者を専任で配置できること。
- c) 監理技術者 建設業法による。
- d) 専門技術者 建設業法による。
- e) 作業主任者 労働安全衛生法その他関係法令による。
- f) 安全管理者 労働安全衛生法その他関係法令による。

※ 上記技術者は事前に監理者を通し、監督員の承諾を得て、現場の工事技術、施工図、工事管理、安全衛生、工程管理等に十分対応できるよう万全な体制をとること。

※ a)、b)、c)及びd) (専門技術者を元請け業者から選任する場合に限る)は、受注者との間に直接的かつ恒常的な雇用関係 (開札日以前に3ヶ月以上の期間)を有する者でなければならない。なお、これらの者は、資格者証及び健康保険被保険者証の写しを監督員に提出するものとする。

※ 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間 (現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、b)又はc)の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督員との打合せにおいて定める。

※ 工事完成後、検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、b)又はc)の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日 (工事検査合格通知書における日付)とする。

5) 本工事において、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者 (以下、「特例監理技術者」という。)の配置を行う場合は、以下の(1)~(8)の要件を全て満たさなければならない。

- (1) 建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者 (以下、「監理技術者補佐」という。)を専任で配置すること。
- (2) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
- (3) 監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- (4) 同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの (当初の請負契約以外の請負契約が随意契約に

より締結される場合に限る。)については、これら複数の工事を一の工事とみなす。

- (5) 特例監理技術者が兼務できる工事は、那覇市内の工事でなければならない。
- (6) 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
- (7) 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
- (8) 監理技術者補佐が担う業務等について、書面により明らかにすること。

※ 本工事の監理技術者が特例監理技術者として兼務する事となる場合、前項(1)～(8)の事項について確認できる書類を提出すること。

※ 本工事において、特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズ(CORINS)への登録を行うこと。

- 6) 本工事の施工にあたっては、設計図書及び監督員の指示に従って施工を行うものとする。本工事について質疑・要望等がある場合は、書面にて行うこととする。工事施工上当然必要と認められる変更等については、協議の対象とする。
- 7) 本工事で施工上必要な官公庁への手続きは、受注者の負担において行うものとする。なお工事完了後においても、本工事に伴うものについては同様とする。
- 8) 工事施工前に仮設計画図、各工種施工計画書等を作成・提出し、監督員の承諾を得るものとする。なお、労働衛生法に準ずる足場設置届の届出が必要な場合は、工事着手後速やかに労働基準監督署長へ届出を行い、仮設計画図に反映させることとする。
- 9) 施設管理者及び監督員との調整を密にして施工図を作成し、速やかに監督員へ提出し承諾を受けること。
- 10) 監督員が施工見本を必要と判断した場合、施工内容や、仕上がり具合が判断できる見本を作成する。見本作成は、工程に余裕を持って行うこと。
- 11) 本工事により隣接する施設に汚損や損壊が発生しないよう十分な予防措置を取るとともに、工事に伴い発生する騒音等の公害についても万全の措置を講ずること。なお、さく岩機を使用する作業を行う場合は、事前に騒音規制法・振動規制法に基づき特定建設作業実施届出書を提出すること。工事用車両に付着した泥土等は、現場内処理を基本とするが、周辺道路を汚損した場合は、速やかに清掃等を行うものとする。

- 12) 工事に先立ち、現場内外における隣接施設の状況を調査及び写真撮影等を実施し、現状を十分把握すること。万が一、汚損や損壊を与えた場合は、受注者の負担にてすみやかに原状の復旧を行うものとする。
- 13) 工事終了後は周辺箇所も含めて原状復旧すること。また、違法駐車等で近隣へ迷惑にならないようにすること。
- 14) 工事により発生する産業廃棄物は勿論のこと、現場から搬出される一般ゴミについても那覇市の規定に従った分別を行い、リサイクル処理に努めなければならない。
また、着手前に「建設副産物情報交換システム」(COBRIS)により作成した、「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を監督員に提出し、工事完成時には「再資源化報告書」、「再生資源利用実施書」、「再生資源利用促進実施書」を監督員に提出し、COBRIS入力システムによる作成データも併せて提出すること。(※着手時に協議を行うものとする。)
- 15) 本工事の円滑な進捗及び安全衛生体制を確保するため、定例の工程会議を現場の状況に合わせて適宜行う。工程会議の主催及び進行は監督員が行い、資料作成及び会議の記録は本工事の受注者が担当するものとする。
- 16) 足場を設ける場合は、『手すり先行工法に関するガイドライン』及び『「手すり先行工法に関するガイドライン」について(厚生労働省基発第0424001号平成21年4月24日)』で定められた『手すり先行工法等に関するガイドライン』に基づき『手すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準』により足場の組立、解体又は変更の作業を行い、また、『働きやすい安心感のある足場に関する基準』に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とする。
- 17) 足場設置後速やかに、足場設置範囲の外壁、その他施工に支障のある部分の劣化(剥離・ひび割れ等)が発見された場合は、監督員に報告すること。
- 18) 発注者が工事に関する説明会を開催する場合、受注者は協力しなければならない。
- 19) 受注者は、監督員と協議のうえ、事前に近隣施設及び近隣住民に対し、工事の概要、

騒音や安全対策等について文書を作成・配布し、付近住民の苦情対応や工事の安全管理を徹底して行うこと。

- 20) 工事期間中は施設の運営上支障がないように、施設管理者及び監督員と十分な打ち合わせのうえ、安全管理を行うものとする。また、施設利用者等の動線と工事範囲を保安施設等で区分し、安全性の確保に努めなければならない。
- 21) 資材の搬出入等に伴う大型車両の通行については、近隣住民の通勤通学時間を避けるとともに、近隣の学校及び公共施設等の行事等に配慮して行うこと。また、工事現場へ工事車両の進入については交通誘導を行い、一般車両や歩行者の通行の妨げとならないよう安全管理を行うものとする。
- 22) 資材、発生材等の運搬にあたっては、過積載とならないように、安全管理を十分に行うこと。また、運搬時の荷崩れ及び飛散防止のために必要な対策を行うこと。
- 23) 施工にあたっては、環境配慮仕様書（別紙2）に定めた環境配慮事項の遵守に努めなければならない。
- 24) 公共建築改修工事標準仕様書及び公共建築工事標準仕様書に記載されていない特殊な工法等は、当該製品の指定工法による。
- 25) 本工事において、当該施設の電気、水道、排水施設等を使用する場合は、事前に管財課と協議を行うこと。

26) 工事保険等

受注者は、工事施工にあたり、下記の法定外労災補償（建設共済等）及び請負業者賠償責任保険に加入し、保険証券等の写しを工事着手後14日以内に提出しなければならない。その他の保険については、監督員と協議し、新たに付保した場合にはその旨通知するものとする。

保険対象：請負契約の対象となっている工事全体

保険金額：請負代金額（支給材料、貸与品等を含む）

保険期間：工事着手の時から工期最終日+14日以上

保険条件：イ）法定外労災補償（建設共済等）

補填限度額1名につき2,000万円以上

ロ）請負業者賠償責任保険

補填限度額(対人)1名につき5,000万円以上、1災害につき1億円以上

〃 (対物)1災害につき1,000万円以上、免責金額10万円以下

27) 建設業退職金共済制度について

受注者は「建設業退職金共済制度」に加入し、以下の項目を遵守すること。

- ① その掛金収納書を契約後1ヵ月以内に発注者に提出すること。
- ② 当該建設現場に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」標識を掲示すること。
- ③ 未加入下請事業者に対して同制度への加入を指導すること。
- ④ 受け払い簿等を作成し、管理すること。

28) 法定福利費について

受注者は、法定福利費の適正な確保に努めること。

29) 既済部分払い

既済部分払いは、那覇市契約規則第42条の規定に基づき行うものとする。

30) 工事に関して疑義が生じた場合は、監督員の承諾を得たうえで施工を行うものとする。

31) 工事完成後の管理

受注者は、工事完成後から引渡日まで適正に管理すること。なお、引渡日までに発見された本工事に起因する欠陥等は速やかに修復すること。

32) 提出書類

- | | |
|---------------------------------|----------------------------|
| 1. 着手届 | 着手日・届出日は工期初日 |
| 2. 現場代理人等届
(実務経験証明書・資格証明書添付) | 契約締結後7日以内 |
| 3. 工事工程表(全体・その他協議による) | 契約締結後14日以内、以降毎月毎週 |
| 4. 受注登録工事カルテ受領書(写) | 契約締結後10日以内に提出 |
| 5. 建設業退職金共済組合掛金収納書 | 建設業福祉共済団又はそれに類する団体等が発行するもの |
| 6. 労働保険関係成立届出証明書 | 労働基準監督署が発行するもの |
| 7. 建設工事保険証書の写し | 着手後14日以内 |
| 8. 前金払請求書、保証書 | 必要に応じて |
| 9. 安全管理者組織図 | 着工直後 |
| 10. 工事関係者機構図 | 着工直後 |
| 11. 施工計画書承諾願 | その部分の施工にかかる14日前まで |

12. 下請負者通知書	専門工事等の着手前
13. 使用材料承諾願	使用する14日前まで
14. 再資源利用（促進）計画書	着手前（必要に応じて）
15. 産業廃棄物処理（リサイクル）計画書	着手前
16. 材料試験成績書	材料搬入時
17. 工事日誌※	毎月1回
18. 工事打ち合わせ記録等※	毎月1回
19. 工事出来高調書※	毎月1回
20. 工事進捗状況報告書※	毎月1回
21. 使用材料検査表※	毎月1回
22. 県産品使用状況一覧表	工事完成時、毎月1回
23. 使用材料承諾一覧表	工事完成時
24. 下請負業者一覧表	工事完成時
25. 材料納品書	工事完成時
26. 材料出荷証明書	工事完成時
27. 各種品質結果報告書	工事完成時
28. 各種保証書	工事完成時
29. 産業廃棄物マニフェスト（A、E票の写し）	工事完成時（必要に応じて）
30. 工事写真※（着手前・着工中・完成時）	工事完成時
31. 工事写真ダイジェスト版	工事完成時
32. 施工図	工事完成時
33. 出来形管理図	工事完成時（必要に応じて）
34. 実施数量比較表	工事完成時
35. 近隣施設等事前調査報告書	現場着手前
36. 近隣施設等事後調査報告書	工事完成時
37. 完成図※（観音開き A3版2部）	工事完成時
38. 仕上げ材料・製品一覧表	工事完成時
39. 完成写真（外観・内観・キープラン）	工事完成時
40. 完成図書データ（CD-ROMに収納）	工事完成時
41. 完成届	工事完成時
42. 引渡書	検査合格後すみやかに
43. その他、監督員より特に指示されたもの	

※ 17～22については、工事月報として翌月5日までにまとめて監督員に提出するものとする。

※ 30については、以下のことに注意する。

- ・工事期間中は随時アルバムに整理し工事月報にそえて、監理者に提出する。

- ・工事の進捗とともに隠れてしまう部分は、特に気をつけて写真記録する。
- ・工事写真における黒板は日付を入れ、工程・材料・寸法・数量・試験等の状況が明確にわかるように撮影し、写真管理を徹底する。
- ・完成写真の仕様については、監督員と協議の上、その詳細を決定するものとする。
- ※ 34の実施数量比較表については、監督員と協議の上、提出すること。
- ※ 37については、設計図を完成時の状態に修正した図面を作成し監督員の確認を得ること。

7 工事数量の公開

本工事は、数量公開の対象工事であり、工事内訳書から単価及び金額等を削除するなどの加工・編集を施したもの（以下「数量書」という）を参考資料（参考数量）として公開・提供する。数量書の公開は、「数量公開の説明書」（別添①）及び「数量書（参考資料）」（別添②）による。

8 下請け契約における代金支払の適正化について

- 1) 工事の一部を下請負人と契約する場合は、『建設業法令遵守ガイドライン（第8版）』に則り関係法令等を遵守し適正な取引を行うこと。
- 2) 本市が発注する建設工事においては、下請契約における代金支払の適正化を図るため、（別添③）の指導手順書に則り指導等を行うものとする。特に、建設業法第19条の3に関連する低価格による下請工事については、（別添④）に基づき調査及び指導を行うものとする。

9 暴力団員等による不当介入の排除対策

(1) 暴力団員等による不当介入の排除対策

受注者は、当該工事の施工に当たって『那覇市発注工事における暴力団員等による不当介入の排除手続きに関する合意書（平成23年1月12日）』に基づき、次に関する事項を遵守しなければならない。なお、違反したことが判明した場合は、指名停止等の措置を行うなど、厳正に対処するものとする。

ア 暴力団員等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署等に被害の届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。

イ 暴力団員等から不当要求による被害又は工事妨害を受けた場合は、速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署等に被害の届出を行うこと。

ウ 暴力団員等に対する排除対策を講じたにもかかわらず、工期に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督員と工程に関する協議を行うこと。

(2) 暴力団排除措置要綱に基づく排除措置

ア 受注者（落札者）は、暴力団関係者を市発注工事等から排除するため、（別紙3）の誓約書兼同意書（元請負者用）を法制契約課へ提出しなければならない。

イ 受注者は、当該工事契約等関連の中で、直接の発注者又は雇用者（以下「直近上位発注者」という。）に対し「1次及び2次下請以下の全ての下請負契約者及び日雇労働者は、直近上位発注者に誓約書兼同意書（下請用）を提出しなければならない」旨の義務を課さなければならない。

ウ 受注者は、直近上位発注者に対し、誓約書兼同意書（下請用）を提出しない者と、下請負契約等を締結してはならない旨の指導をしなければならない。

エ 受注者は、その旨全ての当該工事関連者に周知しなければならない。

10 その他

1) 建設廃棄物の取り扱いについて

① 工事中に発生する建設廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他の関係法令に基づき、適切に処理しなければならない。

② 本工事により発生する建設廃棄物は、原則として再資源化するものとし、『沖縄県土木建築部における公共建設工事の分別解体等・再資源化等及び再生資源活用に関する実施要領』に基づき、建設廃棄物を工事現場から搬出する。その場合の再資源化施設は、原則として、沖縄県リサイクル資材評価認定制度認定資材（ゆいくる材）の認定を受けた施設とする。

③ やむを得ない事情により、再資源化が困難な場合は、監督員等と協議を行うこととし、その協議の結果、最終処分を行う場合において、県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物は、産業廃棄物の処理に係る税（沖縄県産業廃棄物税）が課税されるので適正に処理すること。

2) 資材・廃材等の数量は、材料検査簿・材料搬入簿・廃材搬出簿・伝票等及び工事写真で確認できるようにする。

イ. 鉄骨及び鉄筋等の数量は、ミルシートとメタルタグを保管して搬入簿等と照合する。

ロ. 塗料缶等は、空缶の写真管理を全体数量の確認ができるように管理し、数量を照合する。

ハ. 生コンクリートは、強度試験・数量・台数等が確認できるように管理し、数量を照合する。

- 3) 施工にあたり搬出入経路、仮設計画について十分に検討し、周辺地域及び現場内の安全を確保すること。
- 4) 受注者は、大気汚染防止法等に基づき、石綿等の事前調査を実施し、報告を行うこと。
- 5) 受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や高度な技術力に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項がある場合は、工事完成時までに所定の様式により提出することができる。
- 6) 受注者は、工事完成後においても、発注者から本工事に関する資料提供、調査依頼又は会計検査等の協力の申し出があった場合は、この求めに応ずるよう努めるものとする。
- 7) 落札業者は、早急に契約手続きを行うよう努めるものとする。
- 8) その他の必要な事項については、監督員との協議、指示によるものとする。

1 1 位置図



工事場所：那覇市寄宮 2-32-1

(別紙1)

令和 年 月 日

那 覇 市 長 宛
(建 設 工 事 課)

所 在 地
商号又は名称
代表者氏名

印

質 問 書

工 事 名	真和志庁舎外壁等剥落防止ネット取付工事

質 問 期 間 : 令和5年12月27日(水) ~ 令和6年1月11日(木) 午後5時まで

回 答 : 令和6年1月15日(月) 午後5時までに回答

※ 質問及び回答は、那覇市役所公式ホームページに掲載する。

提出先 : 建築工事課 比嘉 孝之 Fax : 951-3228 電話 : 951-3227

※ 質問書をFaxされた方は担当者に必ずご連絡ください。質問のない方は、Faxの必要はありません。

(別紙1)
令和 年 月 日

那 霸 市 長 宛
(建設工事課)

所 在 地
商号又は名称
代表者氏名

印

数量質問書

工 事 名		真和志庁舎外壁等剥落防止ネット取付工事		
工 種	適 用	数 量	単 位	質 問 内 容

(注意)数量そのものの差異等に関する質問は、差異の根拠となる数量算出書等も併せて提出すること。

質 問 期 間：令和5年12月27日(水) ～ 令和6年1月11日(木) 午後5時まで

回 答：令和6年1月15日(月) 午後5時までに回答

※ 質問及び回答は、那覇市役所公式ホームページに掲載する。

提出先： 建築工事課 比嘉 孝之 Fax： 951-3228 電話： 951-3227

※ 質問書をFaxされた方は担当者に必ずご連絡ください。質問のない方は、Faxの必要はありません。

環境配慮仕様書

- 1 工事名 真和志庁舎外壁等剥落防止ネット取付工事
- 2 工事場所 那覇市寄宮2-32-1
- 3 工期 着手の日から令和6年3月27日まで
- 4 事業所管課 まちなみ共創部 建築工事課
- 5 環境配慮事項 下記の環境配慮事項について調査し、施工において配慮すること。

番号	環境項目	枝番	配慮事項
1	みどり	⑤	現存する緑樹の保全
2	動植物	①	生息しているか、または最近まで生息していた動植物への配慮
5	歴史的遺産	②	埋蔵文化財の保護
6	大気質	⑥	解体工事・工事現場等で発生する砂塵
		⑦	車両が工事現場から一般道へ出る時発生する土砂等の砂塵
		⑧	工事現場等での露天焼却による大気汚染及び悪臭
7	騒音・振動	④	工事用車両の騒音・振動
		⑤	工事作業における騒音・振動
8	水質・水資源	①	土地の改変及び工事等における赤土等土壌流出及び濁水による周辺水域汚染
		⑩	節水
		⑪	仮設現場事務所等からの排水による周辺水域汚染
9	光害	①	夜間照明等による周辺住民の生活環境への影響
10	有害化学物質	②	工事現場における有害化学物質の飛散、流失による周辺地域の汚染及び健康被害
14	廃棄物	③	廃棄物の発生抑制及び適正処理
		④	工事現場のごみの分別の徹底
		⑤	工事現場における仮設トイレの衛生管理
15	安全	①	不発弾の出土
		⑥	工事現場の歩行者の安全通行の確保
16	資源・エネルギー・グリーン購入	③	工事現場、事務所等における省エネルギー
		⑤	環境にやさしい資材又は県産資材の優先使用
17	建設副産物・リサイクル	①	建設副産物の発生抑制及び分別の徹底
		②	建設副産物の現場内利用及びリサイクル
		③	再生骨材等の利用促進
18	熱帯林	①	熱帯林資材の使用抑制および再利用
19	温暖化・ヒートアイランド	①	二酸化炭素等温暖化ガスの排出抑制

* 環境影響評価法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規正法、振動規制法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、沖縄県環境影響評価条例、沖縄県公害防止条例、沖縄県赤土等流失防止条例、那覇市公害防止条例、その他工事の実施にあたり環境保全に係る法例に規制のある事項については、法例を遵守すること。

(元請用)

(表)

那覇市発注(真和志庁舎外壁等剥落防止ネット取付工事)に関する

誓 約 書

那覇市長 知念 覚 様

私は暴力団員ではないこと及び暴力団密接関係者（下記 1～6 に該当する者）でないことを誓約し、併せて裏面の同意書の事項についても同意いたします。

もしも私が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する場合、又は裏面の同意書に反する場合は、上記那覇市発注工事等の契約を解除され、その旨公表されても、異議はありません。

記

- 1 会社の代表役員等又は一般役員等が、暴力団関係者であると認められる者（代表役員等及び一般役員等以外の者で、経営に事実上参加している者が暴力団関係者であると認められる者を含む。）
- 2 会社又は会社の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしている者
- 3 会社又は会社の役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
- 4 会社又は会社の役員等が、暴力団又は暴力団関係者と密接な交際を有し、社会的に非難されるべき関係を有している者
- 5 会社又は会社の役員等が、暴力団関係業者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- 6 会社又は会社の役員等が、那覇市の発注工事等に関し、暴力団又は暴力団関係者から不当介入を受け、あるいは不当介入による被害を受けたにもかかわらず那覇市に報告せず、又は所轄の警察署に届けなかった者

※上記 1～6 について、個人事業者等（一人親方や個人を含む）である場合は、会社の代表役員等又は一般役員等及び会社の役員等は、個人事業者等（一人親方や個人を含む）と読み替えるものとします。

令和 年 月 日

住 所
商 号
代表者

実印

(元請用)

(裏)

同意書

那覇市発注の（ 真和志庁舎外壁等剥落防止ネット取付工事 ）に関し、次の事項に同意します。

- 1 受注者は直接発注する下請負契約者及び日雇労働者から誓約書兼同意書（以下「誓約書等」という。）を徴取するものとし、誓約書等を提出しない者と下請負契約又は日々雇用契約等を締結してはならないこと。
- 2 受注者は、重層的当該工事契約等関連の中で、直接の発注者及び雇用者（以下「直近上位発注者」という。）に対し「1次及び2次下請負以下の全ての下請負契約者及び日雇労働者（以下「下位受注者」という。）は、直近上位発注者に誓約書等を提出しなければならない」旨の義務を課さなければならないこと。
- 3 受注者は、直近上位発注者に対し、誓約書等を提出しない者と、下請負契約等を締結してはならない旨の指導をしなければならないこと。また受注者はその旨、全ての当該工事関連者に周知しなければならないこと。
- 4 受注者は、下位受注者が誓約書等表面本文、又は表面記1～6までに該当する場合（以下「暴力団密接関係者」という。）は、下位受注者が提出した誓約書等に基づき当該下位受注者との契約を解除することができること。
- 5 市長は、下位受注者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当することを知った場合は、受注者に下位受注者との契約解除を指導できること。
- 6 上記5の指導に従わない受注者は、那覇市建設工事請負契約約款の解除規定により、当該受注契約を解除されること。また、その旨公表されること。
- 7 受注者は、那覇市の発注工事等の完成等引渡し後1年間、誓約書等を保管しなければならないこと。また、那覇市から誓約書等の提示及び提出を求められた場合は、これに応じなければならないこと。
- 8 契約解除等に関する清算、損害賠償等については、受注者及び下位受注者との責任において処理し、那覇市は一切の責任を負わないこと。

真和志庁舎外壁等剥落防止ネット取付工事

数量公開の説明書

1. 数量公開の目的

建築及び設備工事における数量公開について、設計価格算出の透明性を確保し、入札参加者等の積算、工事内訳書作成の効率化を図ることを目的とする。

2. 数量公開にあたって提供する資料

建築及び設備工事における数量公開とは、設計金額のもととなる工事費内訳書から単価及び金額等を削除するなどしたもの（以下「数量書」という。）を、参考資料（参考数量）として公開、提供するものである。数量公開にあたっては以下の資料等を提供する。

- 1) 「数量公開の説明書」※本紙
- 2) 「数量書」（別添②）

3. 数量書の取扱いについて

数量書は契約上の拘束を受けない参考資料（参考数量）として公開し、建設工事請負契約約款第1条に定める設計図書（図面及び仕様書等）には含まれない。

4. 数量書について

(1) 数量書の範囲

数量書の公開範囲は次のとおりとする。

- 1) 数量書は原則として工事費内訳書内の全数量を公開範囲とする。
- 2) 工事費内訳書において、数量を一式としている項目の根拠となる数量を記載した別紙明細書
- 3) 共通仮設費や現場管理費の算定の際に必要な応じ積み上げられる項目数量を記載した共通費明細書ただし、2)、3) について軽微なものや任意仮設に係わる数量を記載した別紙明細書及び共通費明細書については除くものとする。

(2) 数量書の作成基準

数量書は次の基準に基づき作成している。

- 1) 構成及び項目
「公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）、（設備工事編）」
- 2) 数量
「公共建築（設備）数量積算基準」
- 3) 共通費
「沖縄県土木建築部建築工事積算基準」

5. 数量書に対する質問について

- (1) 質問期限は入札公告及び現場説明書等に記載された、設計図書に関する質問期限と同一とする。
- (2) 数量そのものの差異等に係わる質問には、差異の根拠となる数量算出書等も併せて提出するものとする。
- (3) 質疑がない場合は、本工事における参考数量について差しつかえないものとする。

下請契約における代金支払の適正化についての指導手順書

平成 20 年 1 月 31 日実施

1. 趣旨

建設工事は、各種工事の組み合わせにより総合的に施工されるものであるから工事の内容、規模等によっては下請による施工が不可避であることが少なくない。建設工事について適切かつ、効率的な施工を確保するためには、元請及び下請がそれぞれの分担する分野において役割に応じた責任を的確に果たすとともに合理的な元請・下請関係を確立する必要がある。

特に近年、建設投資が低迷し厳しい経営環境が続いていることから、合理的な元請・下請関係の確立に当たって、経営基盤の脆弱な下請業者に対する適正な代金支払等を確保し、その経営の安定・健全性の確保へ特段の配慮が必要となっている。

本手順書は本市が発注する建設工事において、下請代金の支払の適正化を図るため、元請負人が遵守すべき主な法令事項等を列挙し、発注者が行う指導等の内容及び手順を示したものである。

2. 元請負人が遵守すべき事項

(1) 契約の締結等

ア 工事の開始に先立って、建設工事標準下請契約約款又は同契約約款に準拠した内容を持つ下請契約書により、下請人と下請契約を締結すること。(建設業法(以下「法」という。)第 18 条、第 19 条)

イ 自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金とする請負契約を締結しないこと。(法第 19 条の 3)

また、契約締結後、その注文した建設工事に使用する資材若しくは機械器具又はこれらの購入先を指定し、これらを下請人に購入させてその利益を害しないこと。(法第 19 条の 4)

ウ 下請契約を締結する以前に、当該下請契約に関し、できる限り具体的な内容を提示し、かつ、下請人が当該建設工事の見積りをするために必要な一定の期間を設けること。(法第 20 条)

エ 請け負った建設工事を施工するために必要な工程の細目、作業方法等を定めようとするときは、予め下請負人の意見を聞くこと。(法第 24 条の 2)

オ 下請工事が完成した旨の通知を受けたときは、その日から 20 日以内で、かつ、できる限り短い期間内に、その完成を確認するための検査を完了すること。

また、検査によって工事の完成を確認した後、下請負人が申し出たときは、直ちに当該建設工事の目的物の引き渡しを受けること。(法第 24 条の 4)

(2) 代金支払等

ア 下請契約の締結後、正当な理由がないのに、下請代金を減じないこと。(建設産業にお

ける生産システム合理化指針（以下「指針」という。）第4(1))

イ 注文した下請工事に必要な資材を元請負人から購入させる場合は、正当な理由がないのに、その工事の下請代金の支払期日前にその工事に使用する資材の代金を支払わせないこと。(指針第4(2))

ウ 前払金の支払いを受けたときは、下請負人に対して資材の購入、労務者の募集、その他建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう適切な配慮をすること。(法第24条の3)

エ 請負代金の出来形部分に対する支払又は工事完了後における支払を受けたときは、当該支払の対象となった建設工事を施工した下請負人に対して支払を受けた金額の出来形に対する割合及び下請負人が施工した出来形部分に相応する下請代金を、当該支払を受けた日から1ヶ月以内で、かつ、できる限り短い期間内に支払うこと。((法第24条の3)

オ 下請代金の支払方法は、次のaからcによること。

a 支払は、できる限り現金払とすること。現金払と手形払を併用する場合であっても、少なくとも労務費相当分については現金払とする。(指針第4(2))

b 手形期間は、120日以内で、できる限り短い期間とする。(指針第4(2))

c 一般の金融機関による引き受けが困難であると認められる手形を交付しない。(法第24条の5)

カ 元請負人が特定建設業者である場合は、その責務を十分認識し、下請負人の保護及び指導に努めるものとし、特定建設業者が注文者となった下請契約（下請契約における下請負人が特定建設業者又は資本金の額が4000万円以上の法人であるものを除く。）における下請代金の支払期日は、下請負人が目的物の引き渡しを申し出た日から起算して50日を経過する日以前において、かつ、できる限り短い期間内に定めなければならない。

なお、契約に支払期日を定めなかった場合は、下請負人が引き渡しを申し出た日が下請代金の支払期日と定められたものとみなす。(法第24条の5)

3. 発注者の指導等

(1) 工事に下請による施工がある場合は、元請負人に対して別紙1による指導を行なう。

(2) 元請負人が、前項の指導に従わず契約に違反する場合又は法令等に違反する場合で、必要と認めるときは、工事の入札における指名停止の措置を講ずる。

別紙 1

発注者は、元請負人に前項に掲げた事項を遵守させ、下請代金の支払の適正化を図るため、工事着手時及び施工中の適切な時期に下記事項を指導するものとする。

なお、本手順書による指導は現場監督員又は主任現場監督員が行うものとする。

【工事着手時及び施工中】

項 目	指導等の内容	事前指導及び確認の月日、メモ等
(1) 契約の締結等	<p>現場代理人に対し、元請負人が遵守すべき下記事項の事前指導をおこなう。また、事前指導した事項について、法令が遵守されたかどうかを適切な時期に確認し、必要に応じて指導する。なお、どのような行為が法令違反に当たるかについては、「建設業法令遵守ガイドライン」を参考にするよう教示する。</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 下請契約は、建設工事標準契約約款等の内容を持つ契約書により締結する。(法第 18、19 条) □ 自己の取引上の地位を利用して、原価に満たない金額による契約を締結しない。(法第 19 条の 3) □ 資材、機械器具等について、購入を強制したり、購入先を指定したりして下請負人の利益を害しない。(法第 19 条の 4) □ 契約以前に、契約の具体的内容を提示し、必要な見積期間を設ける。(法第 20 条) □ 工程の細目、作業方法等を定めようとするとき、下請負人の意見を聞く。(法第 24 条の 2) □ 工期又は請負代金の変更の必要があるときは、協議、適正な手順により書面をもってこれを変更する。(法第 19 条) □ 契約約款第 7 条により下請通知書の提出を求められた場合は、法第 19 条の内容を持つ下請契約書を添付する。なお、請書の場合は、基本契約書又は基本契約約款を添付する。 □ 下請総額が 3,000 万円(建築一式工事の場合 4,500 万円) 以上の場合、施工体制台帳に法第 19 条の内容を持つ下請契約書を添付し提出する(二次以下の下請を含む)。(適正化法第 13 条、国交省令等) 	

<p>(2)代金支払等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 正当な理由がないのに、下請代金の金額を減じない。(指針第 4(1)) <input type="checkbox"/> 資材を元請負人から購入させる場合、正当な理由がないのに、支払期日前に代金を支払わせない。(指針 4(2)) <input type="checkbox"/> 前払金を受領した場合、下請負人に対して必要な費用を前払金として適正に支払う。(法第 24 条の 3) <input type="checkbox"/> 既済部分、完了後の支払を受けたときは、下請負人に対して、1ヶ月以内のできる限り短い期間内に支払う。(法第 24 条の 3) <input type="checkbox"/> 支払はできる限り現金払いとし、手形を併用する場合であっても少なくとも労務費相当分については現金とする。(指針 4(2)) <input type="checkbox"/> 手形の場合、期間は 120 日以内となっていること。(指針 4(2)) <input type="checkbox"/> 一般の金融機関による引き受けが困難と認められる手形を交付しない。(法第 24 条の 5) <input type="checkbox"/> 特定建設業者においては、発注者からの支払の有無にかかわらず、引き渡しの申し出の日から 50 日以内のできるだけ短い期間内に支払う。(法第 24 条の 5) 	
<p>(3)検査及び引渡し</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 下請負人から建設工事が完成した旨の通知を受けたとき、20 日以内のできるだけ短い期間内に検査を完了する。(法第 24 条の 4) <input type="checkbox"/> 工事の完成を確認した後、下請負人から申し出があったとき、直ちに引き渡しを受ける。(法第 24 条の 4) 	

【法令等の違反又は違反の疑いがある場合】

項 目	指導又は措置の内容	月日、メモ等
事情聴取及び指導等	<input type="checkbox"/> 前の表のチェック項目を参考に、下請負人から事情聴取し整理する。	

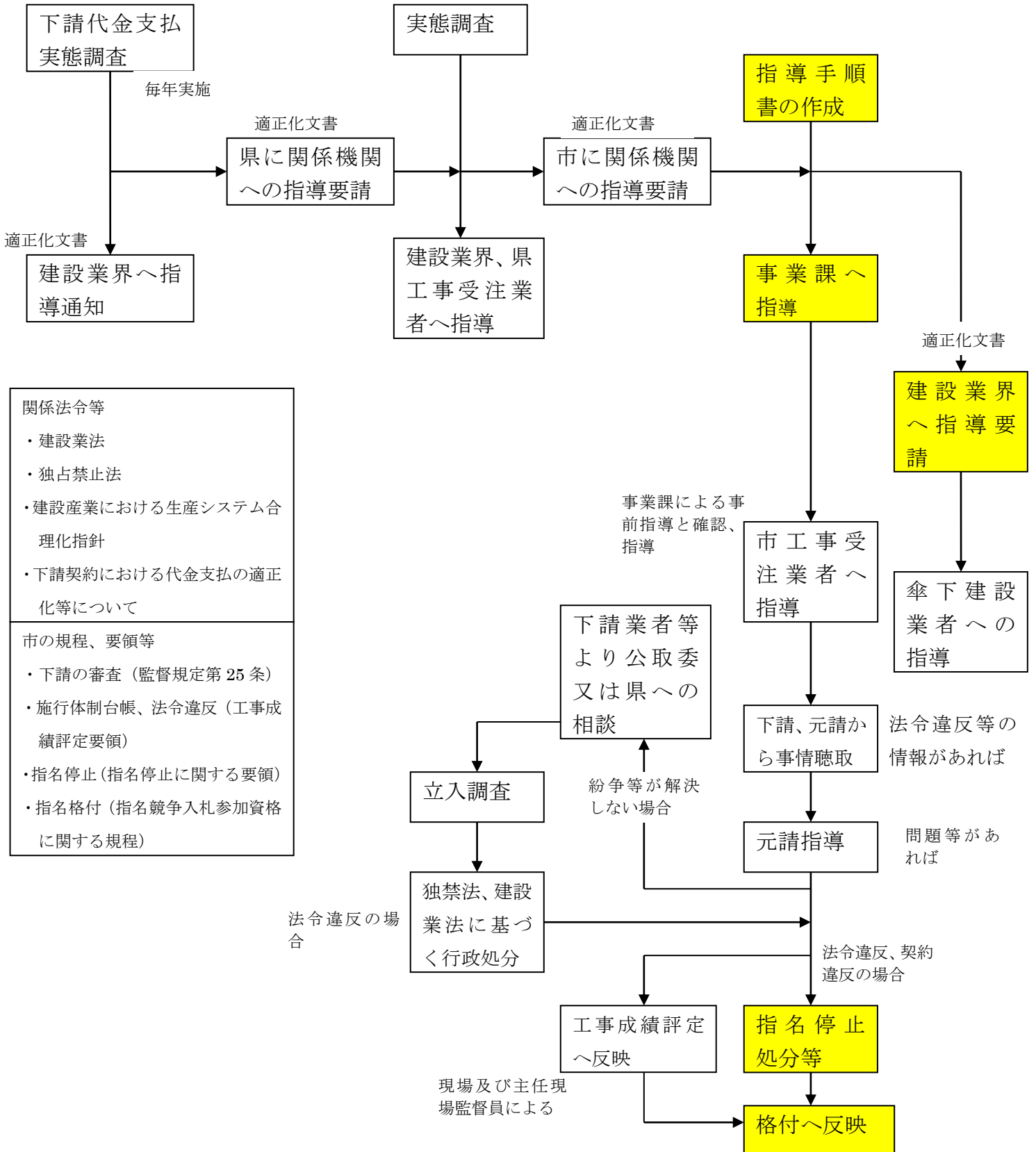
	<input type="checkbox"/> 下請負人から事情聴取した結果、法令違反の疑い等問題があれば、元請負人から事情聴取し、必要に応じて改善の指導をする。 <input type="checkbox"/> 紛争については、「公正取引委員会」又は「沖縄県建設工事紛争審査会」に相談するよう教示する。	
市における処分等	<input type="checkbox"/> 契約違反又は法令違反がある場合、その内容を整理し契約検査課に報告する。 <input type="checkbox"/> 行政による処分の内容を工事成績評定に反映させる	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報告があった場合、契約検査課は、必要に応じて指名停止等の処分を指名業者選定委員会に諮った上で行なう。 ・ 処分を行った場合、次回の格付けに反映させる。 	

下請保護に関する調査指導体系

国

県

市



「下請契約における代金支払の適正化についての指導手順書」
に基づく建設業法第 19 条の 3 に関する調査指導について

修正 平成 21 年 5 月 25 日

建設業法第 19 条の 3 に関する調査指導について

「下請契約における代金支払の適正化についての指導手順書」の別紙 1 の第 2 項目(法第 19 条の 3 関連)の確認指導、いわゆる低価格による下請工事の調査及び指導については、下記によるものとする。

1. 調査を行なう下請価格の基準

法第 19 条の 3 に違反するかどうかについては「原価に満たない金額」が一つの要件であるが、契約条件により金額は千差万別であり、一概にこれを定めることはできない。従って、価格の基準を設け、この価格に満たない下請工事について調査を行なうこととする。この基準として、入札における最低制限価格設定の下限值、すなわち予定価格の 10 分の 7 とする。

2. 調査の内容

- (1) 元請負人に下請見積書を提出させ、これが下請負人により作成されたものか、かつ、内容が下請契約と一致しているかを確認する。
(双方合意による契約であるかの確認)
- (2) 元請負人に当該金額により下請工事の品質が確保されるかをヒヤリングにより確認する。

3. 調査に基づく指導

前項の(1)及び(2)が確認できれば指導の必要はないが、(1)が確認できない場合、法第 19 条の 3「自己の取引上の地位を不当に利用して」の部分に触れる疑いがあり、元請負人に対して下請負人からも事情聴取する旨を告げ、下請負人から事情聴取する。下請負人と合意のない下請は法令違反の疑いがあるので、この場合は、公正取引委員会へ措置を求めることができる旨を下請負人に教示する。なお、公正取引委員会へ措置請求するかは下請負人の判断に委ねる。

※法第 19 条の 3 について、「自己の取引上の地位を不当に利用して」と「原価に満たない金額による契約」という 2 つの要件に該当する場合は法令違反となる。

(2) について問題があれば、適正な元請下請関係、施工体制を確立し、工事の品質に影響がないよう元請を指導する。

※工事の品質について、発注者に対しては元請が責任を負う。